

『東扇島堀込部土地造成事業における護岸工事』（川崎港） についてのお知らせ

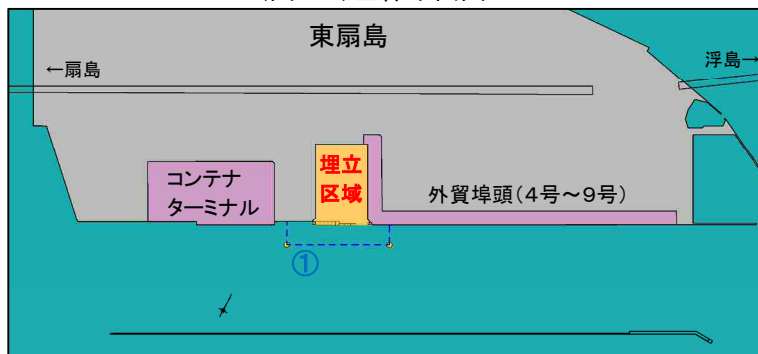
【区域一時解除】



東扇島堀込部(川崎港)において、海面埋立による土地造成を行うために、護岸工事を行います。付近を航行する船舶は十分にご注意のうえ、ご協力をお願いします。

この度、工事の進捗に伴い、工事区域を一旦解除します。ただし、護岸工事は継続しますので、埋立区域への進入及び護岸周辺への接近を行わないようにお願いします。

(図-1)全体平面図



1. 全体護岸工事期間

平成30年7月から
 令和6年度まで(予定)

2. 工事区域(右記)

①: 令和2年8月17日~令和2年11月16日

②: 令和2年11月16日※
 ~ 当分の間 → 区域解除

※荒天の場合は順延(調整状況により変動有り。)

3. 今後の主な工事内容

護岸工事
 裏込工ほか

※使用船舶
 ガット船、クレーン付台船、潜水土船、
 揚錨船ほか

4. 工事区域の警戒船(今後必要時、配備)

(1) 配備期間等

埋立区域外にて、沖側にアンカー設置を伴う作業船の使用時、1隻配備します。

(2) その他(配備時)

- ・警戒船は、「警戒船」表示と吹流しを掲げます。(図-2)
- ・警戒船は、航行安全についての注意喚起を行うことがありますので、ご協力ください。

5. その他

(1) 工事安全管理について

当事業については、東扇島堀込部工事安全管理委託(東扇島堀込部工事安全管理事務所)にて一元管理を行います。

(2) 東扇島堀込部工事安全管理事務所の業務体制

工船用船舶の運航調整・情報管理などを行います。

(3) 工船用船舶は「図-3」の旗を掲げます。

詳細平面図

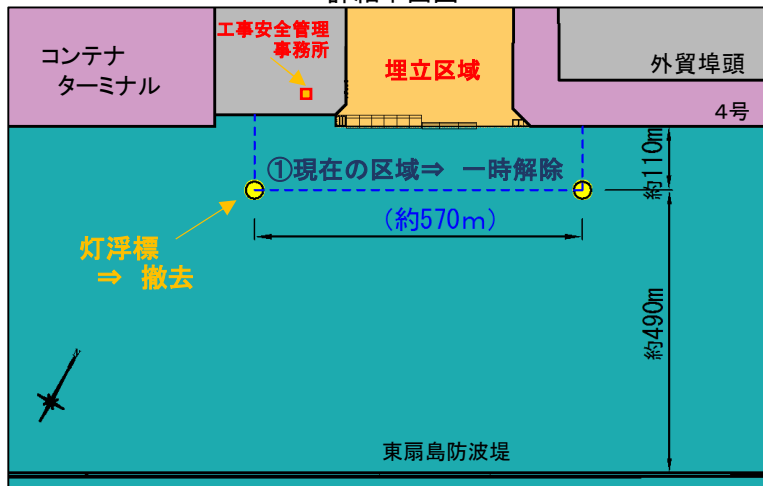


図-2 警戒船の標識

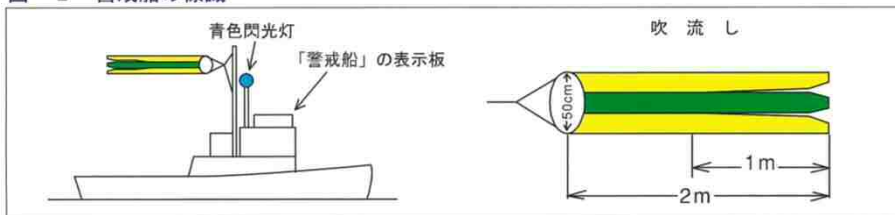


図-3 標識旗



<問い合わせ先>

東扇島堀込部工事安全管理事務所

044-276-8531

(川崎市港湾局川崎港管理センター整備課 044-288-3132)